SNSで著作権侵害?

【物語編】

3人がお昼を食べている。香澄は、家で作ってもらったお弁当を持参している。

直哉、香澄のお弁当をみて驚く。

直哉「わお。香澄のお弁当、すごいね!! 誰が作ったの?」

香澄「あ、これ? お母さんが最近キャラ弁に凝っていてさ、自信作って言ってたよ。」

葵「お母さん、センスあるね。それ写真に撮って、私のSNSにアップしてもいい?」

香澄「あ。うん。これはもう著作権の保護が切れたものだからいいよ。」

少し驚いた表情で葵と直哉、顔を見合わせる。

直哉「え・・・著作権って、このお弁当のうさぎの著作権のこと? キャラ弁って、著作権に関係あるんだっけ??|

葵「だって、お弁当は自分で作ったものなのに・・・? 自分のSNSにも、アップしちゃだめなの?でも、みんな結構普通にやっちゃっているような気がするけれど・・・」

香澄「そうなんだよね。私も気になって、以前 先生に聞いてみたことがあってさ。お弁当でもまだ 権利がある著作物ではダメなんだって。有名なキャラクターとか気を付けないといけないね。」

驚きながら。

葵「なにそれ。私たち、気がついていないところで、著作権に引っかかることしてるかもってこと? 怖いなぁ~。」

【解説編】

天の声「葵さん、直哉くん、混乱しているようですね。」

直哉「もうびっくりしています。キャラ弁って、いろんなところで見ている気がするんですけれど、 あれって違法なんですか?」

天の声「SNSなどにアップせず、身近な人で楽しむ分には構いません。ですが、SNSへのアップロードを行うと、不特定の人あるいは特定でも多数の人が見られるのであれば、公衆送信権の侵害になってしますので、著作物の扱いには十分気を付ける必要があるのです。」

葵「自分で作ったお弁当でも駄目なんですね・・・」

天の声「葵さん、著作権は思想・感情を創作的に表現したものに発生するということは知っていますね。お弁当そのものは自分で作ったとしても、そこに表現されているものが保護されている著作物であれば、権利侵害になります。お弁当に表現したとしても、キャラクターの似顔絵を描いたことと変わりないのです。つまり、複製してしまっており、複製権の侵害になるのです。従って、SNSにアップして公衆送信してはいけません。」

葵「そうなのですね。作った人は、よくできたから、ただ見てほしかっただけだと思うのですが、それでもダメなんですね。」

直哉「でも、今はいろんなところでネットにキャラ弁の画像があるように思います。処罰の対象には ならないのですか。」

天の声「それは状況によりますね。著作権法では、罰則が規定されています。葵さんは、映画館の上映前に流れる、盗撮防止や違法ダウンロードの映像を見たことありませんか?」

葵「見たことあります。1000万円以下の罰金や10年以下の懲役のやつですよね? とても重い罰則だと思いました。今回もそれと同じなのですか?」

天の声「はい。著作権法上は同じく、1000万円以下の罰金、10年以下の懲役、それらの併科(へいか)が該当します。ただ、そのような罰則が適用されるか否かは著作権者のスタンスによって異なるのです。」

首を傾げながら。

直哉「著作権者のスタンス?」

香澄「親告罪のことですね。」

天の声「そうです。親告罪は、被害者、ここでは著作権者ですが、告訴があって初めて起訴されるものをいいます。つまり、今回のような場合には、著作権者が処罰を求めるつもりがなければ、刑事罰を問われることはありません。ですが、著作権法に違反していることは変わりありませんので、そうならないよう、十分な注意が必要です。

また、海賊版サイト等の一部の悪質な場合には、親告罪ではなく、非親告罪となることもあります。 気になる場合は、あとで詳しく調べてみましょう。| 香澄「はい、わかりました。」

葵「えっと、今回のキャラ弁では、著作権法には違反はしているけれど、罰金や懲役にはならない、 ということですか・・・それってどう考えればいいんでしょう。何も言わないということは、著作権 者も許していることにはならないのですか?」

天の声「それは甘い考えと言えるでしょうね。まず大前提として、著作権の権利侵害にならない範囲での利用をしましょう。著作権者が黙認しているのか、裁判までは考えていないのか、あるいは今後の状況によって裁判をしようと思っているのかなどは分かりません。ですので、基本的には著作権のあるキャラ弁に関しては、SNSにはアップせず、身の回りのごく少数の人だけで楽しむようにしてください。そこまでであれば、著作権の権利制限規定である私的使用目的の複製に当たりますので、問題ありません。」

思い出したように。

香澄「あっ! そういえば、以前に先生が、つぶやいた一のプロフィールアイコンでも、著作権法違反がありそうで心配だとおっしゃっていました。」

驚きながら。

葵「えっ。私、前に推しのアニメキャラのアイコン使ってたことあったんですが、ダメだったんですか? 同じ推しのアイコンの人見つけたら、嬉しくてお互いにフォローしあったりしてたんですけ ど・・・」

天の声「SNSのプロフィールアイコンなど、そのように使っている人がいますよね。ただし、アニメの画像を切り出したものを許諾を得ずにアイコンとして使っていたのであれば、著作権の侵害となります。公式サイトが、SNSでの利用を許諾したアイコンを提供している場合もあるので、調べてみると良いかもしれません。

また同じように、テレビ画面のキャプチャをそのままSNSにアップすることは、著作権の侵害となりますが、公式サイトのURL等のリンクであれば大丈夫です。何がよくて何がダメなのか、著作権に配慮した使い方ができるようになりましょう。」

香澄「それにしても、著作権ってとても複雑で、難しいですね。」

天の声「誰もがSNSを使うようになったことで、著作権のうち公衆送信権について、みんなが意識する必要が出てきました。著作権法は、著作者の権利の保護と公正な利用のバランスをとって文化の発展へ寄与することを目的とした法です。今回のような場合では、ファンとして応援したい気持ちが、大切な作品への著作権侵害につながることのないように、何をどのように利用するとよいのかを、きちんと理解していくことが大切ですね。」

元気よく。

学生「はい。わかりました。」